

日薬連発第 37 号  
2026 年 1 月 21 日

加 盟 団 体 殿

日本製薬団体連合会

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律  
第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に  
規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）

標記につき、令和 8 年 1 月 21 日付け医薬発 0121 第 1 号にて厚生労働省医薬局長  
より通知が発出されました。（日薬連会長宛：医薬発 0121 第 3 号）

つきましては、本件につき貴会会員に周知頂きたく御連絡申し上げます。

医薬発0121第3号  
令和8年1月21日

日本製薬団体連合会会長 殿

厚生労働省医薬局長  
(公印省略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律  
第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に  
規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について(施行通知)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年  
法律第145号)第2条第15項に規定する指定薬物等については、医薬品、医療機器  
等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指  
定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令(平成19年  
厚生労働省令第14号)において定めています。

本日、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二  
条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途  
を定める省令の一部を改正する省令(令和8年厚生労働省令第5号)が公布されたこ  
とに伴い、各都道府県知事、各保健所設置市長及び各特別区長宛てに、別添写しの  
とおり通知しましたので、御了知の上、貴会会員への周知をお願い申し上げます。

写

医薬発0121第1号  
令和8年1月21日

各 都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長 殿

厚生労働省医薬局長  
(公印省略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律  
第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に  
規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について(施行通知)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第2条第15項に規定する指定薬物等については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令(平成19年厚生労働省令第14号)において定めています。

本日、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(令和8年厚生労働省令第5号)が公布されましたので、下記について御了知の上、関係各方面に対する周知と適切な指導をお願い申し上げます。

## 記

### 1. 指定薬物の指定

#### (1) 新たに指定された物質

次に掲げる3物質について、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用(当該作用の維持又は強化の作用を含む。)を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められたことから、法第2条第15項に規定する指定薬物として指定した。

- ① 2-(4-イソプロポキシベンジル)-5-ニトロ-1-[2-(ピロリジン-1-イル)エチル]ベンズイミダゾール及びその塩類
- ② 1-(2-ジエチルアミノ)エチル-2-(2,3-ジヒドロベンゾフラン-5-イル)メチル-5-ニトロベンズイミダゾール及びその塩類
- ③ N-シクロプロピル-4-ヒドロキシ-N-メチルトリプタミン及びその塩類

(2) 指定された物質を含む物

(1)に掲げる物質のいずれかを含有する物(ただし、元来これらの物質を含有する植物を除く。)は指定薬物であり、規制の対象となる。

## 2. 施行期日

公布の日(令和8年1月 21 日)から起算して 10 日を経過した日(令和8年1月 31 日)から施行する。